

# Abeanary 通信

## ～トピックス～

1. 企業年金・個人年金
2. 税務カレンダー（2025年3月、4月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



### 経営者の名言シリーズ

よい機会に恵まれぬ者はない。  
ただそれをとらえられなかっただけなのだ。

アンドリュー・カーネギー（鉄鋼王）  
※経営者100の言葉より引用

## 企業年金・個人年金

### ◆日本の年金制度は3階建て

現在の年金制度は1・2階は公的年金で老後生活の基本を支え、3階の企業年金、個人年金と合わせて、多様な希望、ニーズに対応しています。企業年金、個人年金の種類や税制の優遇措置について多岐に分かれています。

#### 1. 企業年金と個人年金

企業が従業員のために実施する「企業年金」は退職金の分割とも言える外部積み立ての退職給付制度として発展してきました。一方、個人が自ら加入する「個人年金」は公的年金に加えて老後の所得を確保、補填したい人の自助努力を支援する制度です。

2023年の常用労働者30人以上の企業の調査で退職年金制度がある23.2%、退職一時金のみは51.7%、退職給付制度がないは24.8%でした。

税法上の優遇制度があり、拠出時と運用時は原則非課税です。年金として受給する場合は「公的年金にかかる雑所得」として「公的年金等控除」を差し引いた額が所得税・住民税の課税対象です。一時金として受給する場合は「退職手当等」に該当し、勤続年数に応じた「退職所得控除」を差し引いた額の2分の1が課税対象です。

#### 2. 「確定給付型」と「確定拠出型」

企業年金・個人年金のうち「確定給付型」は加入期間などに基づいてあらかじめ給付の算定方法が決まっています。加入者が高齢期の生活設計を立てやすい反面、運用状況の悪化などで資産の積み立て不足が発生する場合があります。その時は事業主が掛金を拠出して不足分を埋める必要があります。

「確定拠出型」はあらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額を基に個人別に年金給付をします。加入者個々人が運用方法を選択し、運用結果は個人に帰着し、額が決定されます。

#### 3. 確定給付型年金

確定給付型企業年金（DB）は適格退職年金や厚生年金基金を承継した給付建ての企業年金制度として2001年創設されました。事業主が掛金を拠出し事業主掛金は全額非課税ですが、加入者掛金は民間の個人年金と同じ扱いで他の生命保険料と合算して年4万円を上限に生命保険料控除となります。

また、厚生年金基金は厚生年金の一部を代行していましたが、多くは他の制度へ移行が進んでいます。

## 2025年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月17日

- 前年分贈与税の申告  
(申告期間：2月3日から3月17日まで)
- 前年分所得税の確定申告  
(申告期間：2月17日から3月17日まで)
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出  
(延納期限：6月2日)
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告

## 2025年4月の税務

4月10日

- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

4月30日

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（12月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

- 軽自動車税(種別割)の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付（4月中において市町村の条例で定める日）
- 固定資産課税台帳の縦覧期間（4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間）
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出（市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等）

## おすすめ書籍のご紹介

### 朝の自分時間で人生はうまくいく

最高の朝とおだやかな夜をつくる45の習慣



ジャンル	自己啓発・マインド
著者	栞野俊明
出版社	主婦と生活社 <a href="#">出版社ページへ</a>
出版日	2024年11月22日
評点	
総合	★★★★★
革新性	★★★★★
明瞭性	★★★★★
応用性	★★★★★

朝起きるのがつらい。そんな人にとって、早起きは「いいとわかってはいるけれどできない」ことの筆頭だ。しかし、自分の時間をもっと充実させるには、早起きの習慣から始めるのが一番なのかもしれない。

そもそも、朝起きるのがつらいのは、きちんと眠れていないからだ。きちんと眠るには、いい夜を過ごすこと。本書がまずおすすめするのは、おだやかな夜をつくる方法だ。まずは夜の過ごし方を少しだけ変えてみる。これなら早起きにプレッシャーを感じている人でも、実践しやすいはずだ。

夜ぐっすり眠れるように、心身を整えることができれば、早起する余力が生まれる。そうして生まれた朝の時間は、誰にも邪魔されない自分だけの「ゴールデンタイム」だ。日常に禅の考え方を取り入れようとする本書の提案は、どれも小さな習慣で、無理なく実践できそう。

限りある人生の時間をもっと大切にしたい人だけでなく、朝の時間で自分を変えるきっかけが欲しいという人にも、本書をおすすめしたい。

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント  
税理士法人 アビーナリーマネジメント  
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091